

7. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応 .....	88
------------------------------	----

## 7. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応

### 1. 行政事業レビュー

「行政事業レビューの実施等について」（2013年4月5日閣議決定）において、政府は、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図ることとされた。行政事業レビューの実施等に当たっては、統一적かつ効率的に実施する観点から、行政改革推進会議において、「行政事業レビュー実施要領」（2013年4月2日策定、2017年3月28日改正）を策定し、各府省庁に共通する手続の策定等を行い、これを推進することとした。

経済産業省においても、行政事業レビューを実施するため、「平成29年度 経済産業省行政事業レビュー行動計画」（2017年4月19日）を策定。原則として2016年度に実施した事業（ただし、事務的経費、人件費等は除く）を対象に、その実績について評価を行い、結果を公表するとともに、2018年度予算要求及び予算執行に反映した。

#### （1）公開プロセス

2017年度は、6月5日・13日の2日間にわたって公開プロセスを実施した。事業の選定に当たっては、行政改革推進本部の示した基準等を踏まえた上、事業規模や政策分野のバランス等を考慮し、8事業を選定した。

公開プロセスの評決結果及びその後の対応方針は、以下の通りである。

〈公開プロセス結果〉

（単位：億円）

	指摘	指摘を踏まえた対応	29年度 予算額	30年度 要求額	反映額 (対前年度)
女性活躍推進のための基盤整備事業	<p>○ダイバーシティ普及アンバサダー事業については、女性が企業の中で働きやすい環境を構築していくことが重要であり、表彰の内容、ノウハウの発信が重要である。</p> <p>○理系女性活躍促進支援事業については、既に大学等が行っている取組と類似しているところがあり、国が新たにシステムを構築・運用してまで事業を実施する必要はない。</p> <p>○理系女性活躍促進支援事業については、採用企業側が就職学生に求めるスキルを明示すればよいだけのことであり、事業の必要性に疑問がある。</p> <p>○履修科目情報等は産業界も把握している情報であり、システムの有効性は限定的であるため、理系女性活躍促進事業については廃止すべき。</p> <p>○起業や理系分野で活躍するにあたっての、女性であるが故の阻害要因が特定されておらず、課題を再整理すべき。</p> <p>○リスクの高い起業や望んでいない科目の履修を推奨させる等が無いよう、女性のニーズの実態を整理した上で事業を行うべき。</p>	<p>・公開プロセスでの御指摘を踏まえ、ダイバーシティ普及アンバサダー事業については、ノウハウの発信に重点化すべく普及啓発事業に力を入れて取り組む。また、女性起業家等支援ネットワーク構築事業については、女性固有の起業課題を抱える女性に支援対象を絞り込むとともに女性のニーズにあわせた支援モデルの構築に取り組む。</p> <p>・理系女性活躍促進支援事業については、今年度は産業界・大学・女子学生のニーズにあった形でシステムを活用するため、産業界・大学・現役学生を交えたシンポジウムを開催し、システムの効果的な利活用法について検討する。なお、平成30年度については、予算要求を行わず、事業の自立化を図る。</p>	191	212	21
技術協力活用型・新興国市場開拓事業	<p>○過去の事業のフォローアップ調査を行い、その課題や成果を波及させることで、国が関与すべき事業に限って実施すべき。</p> <p>○これまでの補助率の引き下げを踏まえ、事業者ニーズに影響があったか否かの分析を踏まえ、適正な利用者負担のあり方を模索すべき。</p> <p>○大企業が自社の社員を研修することのニーズは高く、企業が自社で取り組むことができる事業でもあることから、大企業の負担比率（1/3）をさらに引き下げるべき。</p> <p>○中小企業といえども、本事業によって受益する部分は大きいことから、現行の補助率（2/3）をさらに引き下げるべ</p>	<p>・国が関与すべき事業に限って実施するため、以下の執行等改善を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「新興市場開拓人材育成支援事業」：中堅・中小企業やインド・アフリカ等への進出を目指す案件への重点化。</li> <li>2. 「国際化促進インターンシップ事業」：日本人派遣事業の実施を見直し、外国人受入事業への重点化。</li> <li>3. 「社会課題解決型国際共同開発事業」：これまでASEAN地域の取組に集中していたため、リスクが高いと考えられるインド・アフリカ等の案件に限定化。</li> <li>4. 「親日人材コミュニティ事業」：委託事業から補助事業へ変更し、一部事業で受益者負担を徴収。</li> </ol> <p>・補助事業における適正な利用者負担の</p>	4,168	4,614	446

	<p>き。</p> <p>○1つの事業に複数の事業メニューが含まれていることから、個々の事業でアウトカム、アウトプットを設定するとともに、その因果関係を示すことで事業全体パッケージとしての戦略を立てるべき。</p> <p>○看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業について、研修修了者数だけでなく、日本語の習得度を活動目標に掲げるべきではないか。</p> <p>○海外の人材受入について、政府としての総合戦略の中での位置づけや各省間での役割分担を整理して実施すべき。</p> <p>○育成した人材がどのように活躍しているか、きちんとフォローアップ調査を実施し、その結果を踏まえて事業を改善すべき。</p> <p>○事業費が増加した理由は、今年度から看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業が本事業に含まれるようになったからであるが、レビューシートの「主な増減理由」欄にはその旨が記載されていない。増減理由が国民に分かるよう、きちんと明記すべき。</p>	<p>あり方については、補助率や支援対象経費の見直しにより、実質的な利用者負担として、中小企業は補助率1/2、大企業は補助率1/4相当としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業別のアウトカムと事業全体の因果関係については、事業別の人材育成等に係る成果指標の設定に加え、全体の政策目標として、日本企業の海外市場開拓に係る指標（海外への輸出額、現地法人売上高の増加等）を掲げている。</li> <li>・「看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業」の目標については、新たな成果目標として、研修終了時に必要とされる日本語能力（日本語能力検定N3程度）に達した割合を設定している。</li> <li>・政府としての総合戦略における位置づけについては、「開発協力大綱（平成27年2月閣議決定）」に基づき、外務省ほか政府全体で政府開発援助に取り組む中で、当省では民間企業の優れた技術やノウハウを活かした官民連携による技術協力を推進している。</li> <li>・育成した人材のフォローアップ調査は実施。低い離職率や高い研修技術の活用度合・伝播の状況を通じ、現地企業の不良率改善、産業界全体の底上げにつながっている。</li> <li>・事業費の増加理由に関して、平成29年度より「看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業」を統合した旨を追記している。</li> </ul>			
<p>ロボット導入実証事業</p>	<p>○現状では、対象の特定が不十分であり、公共性の高い分野や苛酷環境の解放等、ロボットの導入目的が明確な分野に重点化するなど、分野の絞り込みを行うべき。</p> <p>○成果が横展開されているかどうか、きちんとした評価が行われておらず、そうした評価なく事業を続けることは不適當。</p> <p>○本事業では、他事業者への成果普及という側面もあるものの、個社支援の側面もあるため、国費の使途や補助率の見直しを図っていくことが必要である。</p> <p>○横展開する際に重要となる事業性の分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者の指摘に加え、これまでの事業成果の評価を通じた事業の見直しを行うことが必要との判断に至り、本事業は今年度をもって終了することとした。</li> </ul>	<p>1,191</p>	<p>0</p>	<p>▲1,191</p>

	<p>析が不十分であり、パンフレットの記述だけでは、他事業者にとってロボット導入が効果的かどうか判断できないおそれがある。</p> <p>○事業の評価方法が、ベストプラクティスの紹介や、利用者の声の収集など、いわゆる「エピソード」に偏っており、費用対効果の分析など効果の定量的な把握が行われていない。</p> <p>○重複して同一事業者が補助金の交付を受けており、支援の幅が限定的であることを踏まえ、事業のあり方、周知方法を見直す必要がある。</p>				
健康寿命延伸産業創出推進事業	<p>○健康寿命延伸産業の概念を定着させるためにも、その定義や内訳を示していくことが重要である。</p> <p>○医療関係者、自治体、大学、民間事業者との更なる連携強化、自立化を促し、全国的な視点に立って重点化すべきところにリソースを充てるべき。</p> <p>○本事業の予算規模を鑑み、事業による地域コミュニティの活性化と目標とする健康寿命延伸産業市場 10 兆円との関係性が分かる補助的な成果指標の導入を検討していくべき。</p> <p>○健康寿命延伸産業創出に向け、ビジネスモデルを示すことで、10 兆円産業を形成する道筋をつけていくべき。</p>	<p>・一番目の指摘について、「健康寿命延伸産業には、健康機器市場、健康食品市場、保健指導市場等が含まれる。」として記載。</p> <p>・二番目の指摘について、「医療関係者、自治体、大学、民間事業者が連携し自立できるような波及効果のある実証事業者の採択を進める。」旨記載。</p> <p>・三番目の指摘について、地域のヘルスケアビジネスモデル確立のための実証事業における地方自治体が参加するコンソーシアムの採択割合を指標に追加。</p> <p>・四番目の指摘について、「これまで実施した事業を類型化しノウハウをまとめる等によって、健康寿命延伸産業創出に向けてビジネスモデルを示すことを検討する。」旨記載。</p>	713	713	0
地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金	<p>○平成 29 年度の事業の執行状況も踏まえ、平成 30 年度予算において適切な事業規模・内容で概算要求を行うこと。</p> <p>○社会的ニーズを判断するため、地産地消型のエネルギー利用に関する将来的な市場規模を明らかにすべき。</p> <p>○H29 年度は執行率も上昇にあり改善されている。社会的ニーズは十分高いので、事業規模、内容を精査して展開を図っていただきたい。</p> <p>○ノウハウが蓄積されていない事業や横展開の見込みが大きい事業等の政策効果の高い事業をより重点的に支援する仕組みを検討すべき。</p>	<p>・平成 29 年度の執行状況を踏まえ、事業規模・内容を精査した上で平成 30 年度概算要求を行っている。</p> <p>・これまでの事業では十分にノウハウが蓄積できていない新規性の高い事例の優先的な採択に加え、十分ノウハウが蓄積された事例については補助率の削減などを順次検討することで、政策上支援が必要な事例への支援の重点化を図る。また、現在の公募要領においては、自治体連携案件について、諸処の要件を設定して十分な関与を持たせるように規定している。更に関与をさせるような事業スキームについては、今後検討していく。</p>	6,300	7,000	700

	<p>○十分ノウハウが蓄積された事例については補助率の更なる削減や支援対象からの除外などについても順次検討すること。</p> <p>○モデル事業の内容が支援対象の企業に閉じることなく他の地域・他の企業に展開できるような仕組みを検討すべき。</p> <p>○本事業の目的は「エネルギーの地産地消」であり、本事業の成果を横展開することが、本来の目的になるべきである。したがって、横展開の状況を把握し、アウトカム指標とするべきである。</p> <p>○本事業の終了後も、自立的に活動できる地域の人材を育成する方法を検討すべき。</p> <p>○ガイドブックの作成や研修にとどまらず、本事業の成果を広く社会で共有し活かしていくための更なる取組みを検討すること。</p> <p>○横展開については「HP やセミナー、ガイドブックなどで事業者や地方局、自治体などに広く発信する」とあるが、これらの手法が横展開に効果的なのか検証は必要である。</p> <p>○地域のエネルギーの有効利用という事業内容であり、より地域性が重要になるため、地方自治体を中心とした地域の関係者の連携が不可欠である。そのため、既存の枠組みを越え、自治体に更に関与させるような事業スキームを検討すべき。</p>	<p>・構築が完了した事業はその後追跡的に運用状況を確認するとともに、分析及び傾向調査を行い、事業成果としてまとめる。取りまとめた成果については、ホームページやセミナー、ガイドブック等で事業者や地方局、自治体等に広く発信し、事業者や自治体担当者の案件組成能力を向上させるとともに、横展開を図る。これらの手法の有効性については適時に見直す。</p> <p>・本事業は、先導的な優れた地産地消型のエネルギーシステムモデルの創出を目的としているところ、現段階では横展開の元となる構築件数が少なく、将来的なポテンシャルを調査することは困難である。このため、横展開の状況を含め、一定のモデル構築が完了した時点で検討していく。</p>			
<p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金</p>	<p>○公共用充電設備は、より短時間の充電で済むように、充電時間の短縮化に資するような支援策に舵を切るべき。</p> <p>○他の支援施策から得られる効果とも比較し、適切な支援策を講ずるべく抜本的に見直すべき。</p> <p>○電気自動車自体が今後の自動車普及の中でどのような位置付けであるかが明確でないと、なかなか電気自動車購入に踏み切れないのではないかと。</p> <p>○共同住宅等の非公共用で設置する際には、その受益者が負担すべきであり、受益者により多くの負担を求めるべき。利</p>	<p>・電欠なき日本を目指し、空白地域の撲滅を最優先としつつ、収益性を評価する観点から、設置予定地の周辺の充電インフラの利用実態を把握し、さらなる利用が見込まれる場所についても優先的に設置を行う。</p> <p>・充電渋滞の発生状況に関する調査を実施し、充電渋滞を発生させないため複数基設置等の効果的な設置に向けた支援方策を検討する。</p> <p>・次世代自動車の普及に向けては自動車課の他の施策とも連携して本事業の執行を行っていく。具体的には、クリーンエ</p>	<p>1,800</p>	<p>1,500</p>	<p>▲300</p>

	<p>用者負担の在り方を抜本的に見直すべきである。</p> <p>○次世代自動車の自立的な普及に向けて、公共用充電設備について、ユーザーにも適正な負担を求めていくことが必要である。</p> <p>○適正な利用者負担は必要なことであるが、共同住宅への設置が進まない理由がコスト面にあるのであれば、住民へのコスト負担を求めるのではなく充電器を設置する事業者がイニシャルコストを負担し、補助金をつけるようなスキームを工夫していくべき。</p> <p>○充電設備は、ガソリン車の給油設備と違ってランニング費用が安く、固定費をどれだけ利用者のランニングメリットで許容出来るかが重要。稼働率を高めるための工夫を行うなど、利用者で固定費を回収できるようなモデル構築が必要。</p> <p>○限りある国費を効率的に活用することと、より自立的な普及を図るためにも、支援対象の費用はイニシャルコストに限定し、ランニング費用や設備更新については受益者による負担で回るような制度設計にすべき。</p> <p>○EV/PHV の普及を予測しながら、適切に充電インフラを拡充しなければ収益性に影響する。収益性がないと今後の補助金も無駄になる。収益性がないと回収できず、更新できない。収益性のチェックは不可欠である。</p> <p>○当該事業のビジネスモデルは、機械の稼働率がどの位になるかが大前提となるものであり、現状の設置場所別の稼働率、将来稼働率見込みが最も調査すべきものであり、調査研究、更に各種の稼働率向上に向けた充電スピード対応や、ユーザーニーズの時間的割合の ICT 利用などによる整理等の改善策を十分に検討して欲しい。</p>	<p>エネルギー自動車導入事業費補助金により、EVPHV の車両購入費用の一部を補助することにより、従来車との価格差を軽減させ、次世代車載用蓄電池の実用化に向けた基盤技術開発事業により、バッテリー開発を促すことで、従来車との航続距離差を軽減させていく。本事業は、公共用の充電インフラが十分に存在しないことによる電欠を防止し、従来車と比較して航続距離が短いという電気自動車の弱点を補うという意味において、電気自動車の普及に欠かせない部分を支援するために行っており、その点において有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車への移行は日本の化石燃料依存低減、環境負荷低減の観点からも普及促進が求められており、本事業も活用して普及を支援していく。</li> <li>・今後も引き続き補助上限額を低減させていくことにより受益者負担を求めることとする。公共性の高い充電器を重点的に採択しつつ、非公共用充電器についても EV・PHV 普及に大きく貢献することが期待されるマンションや事業所などについては引き続き補助を行うこととする。</li> </ul>			
<p>海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査事業委託費</p>	<p>○100 億程度の多額の予算事業であるため、大規模試験を行う際には、事前の調査や事後レビューを徹底すべき。</p> <p>○船舶費の削減のため、公募の際に船舶</p>	<p>・海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成 25 年 12 月 24 日、経済産業省策定）では、平成 29 年度に採鉱・揚鉱パイロット試験を実施し、平成 30 年度に同試験の結</p>	<p>10,800</p>	<p>8,800</p>	<p>▲2,000</p>

会社間の競争性を高める工夫や運航会社のガバナンス構造及びコスト構造を把握することを通じた合理化等を検討すべき。

○海洋技術開発株式会社への経費は非常に高額になっており、コストの妥当性を細かく精査すべき。

○民間企業が本事業に参入しやすくするための環境整備を図るため、民間企業が参入するに当たって最も重要な要素となる資源量評価等の情報についても積極的に公表すべき。

○個社支援にならないよう、多様な関係者を関与させていくべき。

○民間事業者の事業化に向けた関与を強化するため、経済性評価等の評価段階から、民間事業者を参画させることも検討すべき。

○引き続き、適切なタイミングで客観的な評価を実施し、不断に事業を見直していくべき。

○適切なタイミングで、将来的に民間事業者による商業化が可能かどうかについても評価を行い、商業化が難しい場合には事業の休止・終了も検討すべき。

○日本のEEZ内で海底鉱床が発見・事業化されることは非常に魅力的なものと考えられるが、経済合理性の立場に立った現実的、客観的な評価を適宜されるべきであると考える。

○本事業の流れは、①資源の発見→②技術の確立→③商業化となっているが、いまのアウトカムの指標では、「①資源の発見」が中心となっているのではないかと考える。技術の確立に関するアウトカム指標を充実すべき。

○事業の成果を国、JOGMECが正確に吸収し、今後の別の事業に活用できるようにすること。

果も踏まえた経済性評価を行う計画としており、この経済性評価による事後レビューを着実に実施する。なお、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画は、海洋基本計画（平成25年4月26日、閣議決定）に基づいて策定しており、これらの計画の策定にあたっては事前の調査として有識者からのヒアリングやパブリックコメントを含めた多面的な検討を行い策定している。

- ・船舶費の削減のため、次の契約期間の初年度である平成30年度の契約時には、競争性のある契約を行うとともに、新規事業者の増加により競争性を高めるための取組を行う。次の契約期間中の各年度に随意契約を行う際には、公認会計士等の外部有識者により、価格の妥当性の面で点検を受けることとする。
- ・資源探査の結果に関しては、沖縄海域で新たに発見した海底熱水鉱床を平成26年度に2箇所、平成27年度に2箇所、平成29年度に2箇所を公表。平成28年は、沖縄の特定海域の海底熱水鉱床の資源量評価結果を公表した。今後、新たに発見した海底熱水鉱床のボーリング調査を継続的に実施し、資源量評価の結果を適切に公表する。
- ・海洋鉱物資源開発に関心を持つ海洋資源技術プラットフォーム等の民間団体を含む多方面の関係者に対して海洋鉱物資源開発の取組状況を紹介するなどして、広く関係者と必要な情報を共有しつつ、技術開発の各段階における課題に対して各社が有する技術の照会等を行うことで、個社支援にならないよう、多様な関係者を関与させていく取組を実施する。
- ・平成30年度に行う経済性評価では、民間事業者を参画させて評価を実施する。
- ・本事業は、「海洋基本計画（平成25年4月26日、閣議決定）」、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成25年12月24日、経済産業省策定）」に基づき実施している。現行の海洋基本計画では、「平成30年代後半以降に民間企業が参画す

		<p>る商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、資源探査、採鉱・揚鉱に係る機器の技術開発等を推進」と海底熱水鉱床開発の今後の方針が記載されている。</p> <p>・海洋基本法では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」としており、次々回の海洋基本計画と海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の見直しは、平成35年頃が想定されるが、その際には、採鉱・揚鉱等の技術開発及び資源量評価の進捗状況、国際ルール整備等の国際情勢、市況性等の外的要件を踏まえ、将来的に民間事業者による商業化が可能かどうかを含めた総合的な検証・評価を行い、商業化が難しいと評価される場合の本事業の休止・終了も含めた検討を行う。</p> <p>・【初期】採鉱・揚鉱システム 「平成30年度までに海洋鉱物資源の開発に必要な要素技術（うち揚鉱能力100t/日）を確立する」を設定する。平成29年度に採鉱・揚鉱パイロット試験を実施し、平成30年度に経済性評価を行う計画としているが、この取組を通して技術面やコスト低減に資する課題を抽出し、本アウトカムに対する評価を平成30年度に行う。</p> <p>・海底から鉱石等を揚げる技術は、特定の鉱種だけへの利用に限定することなく他の鉱種への活用の可能性があり、基礎的な研究成果を踏まえて、他の鉱種への活用を図る。</p>			
次世代火力発電の技術開発事業	<p>○各研究テーマの開発状況を精査し、国の支援がなければ開発の進捗が著しく遅れるテーマに絞るなど、更なる重点化を図るべき。</p> <p>○国内での普及に向けた技術開発か、海外への売り込みに向けた技術開発かによって求められる技術も変わってくるので、当該技術開発事業の位置付けを整理すべき。</p> <p>○技術開発の後、着実に商業化され、事業者が国内外の市場で競争していけるよ</p>	<p>・研究テーマの重点化、当該事業の位置付けについては、省エネ効果の大きいIGFCと1700度級ガスタービンに重点化し、CO2分離回収技術は縮減する方向で検討する。また本事業は、燃料費の削減、温暖化対策、エネルギーセキュリティの向上等、国益に資する技術開発が第一目標の位置付けであるため、まずは国内で実機が導入され、稼働実績が積み上がった段階で、海外展開を進めていく方針。</p> <p>・技術確立・実用化後の事業計画や適正</p>	11,500	12,500	1,000

	<p>う、技術確立・実用化後の事業計画をしっかりと見直すべき。</p> <p>○実用化に近い技術開発テーマは、民間企業にもメリットが大きいはずなので、実用化への期間を勘案して適正な補助率に見直すべき。</p> <p>○実機導入に向け具体的なタイムラインを事業主体からヒアリング、アップデートを行い、補助率についても適宜見直しを行っていただきたい。</p> <p>○技術検討委員会やコスト検証委員会といった事業評価を行う第三者委員会との連携強化がはかれるよう、評価頻度や委員選定、評価指標などの見直しを検討すべき。</p> <p>○今後行われる評価の適切性を担保するべく、委員の選定の段階から第三者が参入すべき。</p> <p>○3つの評価委員会が機能的に連動し、総合的な見地からの評価に至るよう配慮して欲しい。</p> <p>○アウトカム指標に1 tあたり CO2 削減コストがあるが、中間目標と最終目標は示されているものの、現状のコストは示されていない。発電効率も重要なアウトカム指標だが、個々の事業で横断的な比較が困難である。1 tあたりの CO2 削減コストは事業横断的な唯一の指標であるから、レビューシートに現状も示すべき。</p> <p>○NEDOを経由した事業スキームの有効性を検証すべき。</p>	<p>な補助率の見直しについては、NEDOにおいて事業者に対し、導入普及計画を定めた企業化計画書の提出を求めるとともに、国にも報告する方針で検討する。また、中間評価のタイミングでその評価結果を踏まえ補助率の引き下げを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会における評価頻度や委員選定、評価指標の見直しについては、技術検討委員会やコスト検証委員会での指摘を踏まえ、中間評価委員会において評価される仕組みとなっており、連携を図っているところである。今後も、事業の進捗に応じて、行政コストと有効性を勘案しつつ第三者委員会の開催頻度や委員選定等の見直しをしていく。</li> <li>・アウトカム指標に1 tあたり CO2 削減コストの現状を示す点については、当該欄に反映済み。</li> <li>・NEDOを経由した事業スキームの有効性を検証については、本事業は世界最先端の技術を取り扱うため、高度な専門知識が必要。NEDOの特徴である本技術分野の高い専門性と技術開発マネジメント能力によって、最適な進捗管理ができるとともに、最大の効果を出せるよう有望な技術の選択と集中を実施することができる。また、NEDOは国立研究開発法人の年度評価において、技術開発マネジメント業務はA評価となっており、高い評価を受けている。以上を踏まえ、NEDO経由の事業スキームは適正と判断できる。ただし、本事業は開始してまだ1年であるため、引き続きNEDOとの連携を図りつつ、今後の進捗も踏まえ、必要に応じて事業スキームを見直す検討を行う。</li> </ul>			
--	---	--	--	--	--

(2) 行政事業レビュー結果の反映

公開プロセスを踏まえての中間報告の後、予算要求プロセスに併せて行政事業レビューを行い、その結果を2018年度概算要求に反映した。反映結果は以下の通りである。

<行政事業レビュー最終取りまとめ結果>

(単位：百万円)

一 般 会 計						
2017年度行政事業レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
199	11	3,687	29	4,266	40	7,953

特 別 会 計						
2017年度行政事業レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
278	22	10,311	50	14,181	72	24,492

## 2. 契約等評価監視委員会

「随意契約の適正化の一層の推進について」（2007年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議決定）において、全ての省庁に第三者機関の設置が求められたことを踏まえ、2007年11月に経済産業省契約評価監視委員会を設置。2016年度は3回開催し、12件の契約を抽出し契約に係る手続の適正性等に関する審議を実施した。また、当省の一者応札に係る取組等に関する審議を実施した。

（契約等評価監視委員会の委員） ※2017年3月31日現在。敬称略。

梶川融（太陽有限責任監査法人代表社員会長）※委員長

梅野晴一郎（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

梶原将（東京工業大学生命理工学院教授）

金子良太（國學院大學経済学部教授）

川澤良子（Social Policy Lab株式会社 代表取締役）

木村琢磨（千葉大学大学院専門法務研究科教授）

## 3. 調達改善計画

### （1）計画の策定

行政改革推進本部決定「調達改善の取組の推進について」（2013年4月5日）に基づき、調達改善のための取組を推進するため、2016年3月31日に「平成28年度経済産業省調達改善計画」（以下「計画」という。）を策定した。取組内容として、（ア）一者応札改善のための更なる環境整備、（イ）調達価格の妥当性評価の推進、（ウ）インターネット調達の拡大、（エ）公募（入札可能性調査）の実施拡大及び効果検証、（オ）共同調達の品目拡大を盛り込んだ。

### （2）自己評価

上半期終了後及び年度終了後、計画の実施状況について自己評価を実施した（上半期終了後の評価は2016年11月18日公表、年度終了後の評価は2017年7月3日公表）。自己評価においては、（ア）「一者応札問題の改善策」の実行を徹底し、①一者応札比率が2016年度31.0%と、計画で2011年度までの目標としていた31.9%（2011年度41.9%比▲10%ポイント改善）について早期達成したこと、②形式的な競争入札を行うことを不要とするため、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募（入札可能性調査）」を当初の目標以上に実施したこと、③スケールメリットによる効果を出すため、共同調達を一部拡大した上で実施したこと、④一層安価で効率的な調達を可能とするため、インターネット（クレジットカード活用）による調達を実施したこと等につき、評価を行った。